

2025「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーション業務 受託候補者選定プロポーザル実施要領

1. 要旨

本要領は、新潟市が実施する 2025「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーションに係る業務（以下「プロモーション業務」という。）の受託候補者を選定する公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

2025「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙 1 2025「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーション業務委託 仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日(金)まで

(4) 契約金額

上限額 15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容による総合評価とする。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出時に、新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 地方自治体における地域プロモーションや観光マーケティングの実績を有していること。
- (7) 教育・環境・ブランディングを含むプロモーション実績を有していること。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ① 共同企業体を構成することにより、前記すべての要件を満たしていること。
 - ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。

- ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

5. スケジュール

・ 公募開始（市ホームページに掲載）	令和 7 年 4 月 1 1 日（金）
・ 参加表明書提出締切 （共同企業体協定書兼委任状含む） 【提出方法：電子メール】	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）
・ 質問書提出期限 【提出方法：電子メール】（任意様式）	
・ 質問書に対する回答（市ホームページに掲載）	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）
・ 企画提案書提出締切 【提出方法：郵送又は持参】	令和 7 年 5 月 2 日（金）
・ 選定委員会開催 ・ 選定結果の通知・公表	令和 7 年 5 月中旬（予定）

6. 企画提案書の提出手続等

本プロポーザル参加表明書を提出した者は、以下のとおり、企画提案書等を提出することとする。なお、参加表明書等は、単独応募者の場合は様式第 1 号の 1、共同企業体の場合は様式第 1 の 2 及び様式第 1 の 3 により提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は、別表 1に記載のとおりとする。

提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 日（金） 16 時（必着）

(3) 提出方法

後記「10. 書類の提出先、本件についてのお問い合わせ先」に郵送又は持参にて提出すること。

(4) 提出上の留意事項

① 企画提案書等の提出後、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

② 提出された全ての企画提案書は返却しない。なお、本市の文書規程等に従い責任を持って管理・破棄を行うものとする。

③ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。

④ 事情により、辞退する場合は、令和 7 年 5 月 9 日（金） 16 時までに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 選定方法等について

参加資格を審査した上で、以下のとおり、企画提案書等を審査し、受託候補者を選定することとする。

(1) 審査方法（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）

2025「国際湿地都市 NIIGATA」プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、本実施要領等で定めた選定基準により、提出された参加表明書、企画提案書等の審査及び評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として決定する。

なお、審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより行うことし、選定委員会は非公開とする。

① 実施日 令和7年5月14日（水）～23日（金）※予定

② 時間配分（目安） 説明 15分

質疑応答 10分

③ 出席者 統括責任者を含め最大3名以内

(2) 選定基準

選定基準（審査項目及び配点）は、別表2のとおりとする。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、令和7年5月26日（月）までに電子メール又は電話で連絡するとともに、本市のホームページにて公表する。

(4) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とする。

- ① 上記「4. 参加資格」に示す資格要件を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が、上記「2（4）契約金額の上限額」を超過した場合
- ⑥ 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- ⑦ その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

8. 契約手続等

(1) 審査により受託候補者として選定された者に対し、企画提案内容に基づく仕様の調整などの委託契約の締結交渉を行う。

(2) 上記(1)における交渉において合意に至らなかった場合、もしくは失格要件又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(3) 発注者と受託候補者は、仕様を確定させた上で、委託契約を締結する。

9. その他

(1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。

(2) 委託料には、受託候補者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

- (3) 受託候補者は、当該委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書（提案用）に記載の無い事項のうち、事業の効果的な遂行に資する内容については、積極的に提案すること。
- (5) 参考資料

新潟市 潟のデジタル博物館
NIIGATA CITY WETLAND DIGITAL MUSEUM
<https://www.niigata-satokata.com/>



10. 書類の提出先、本件についてのお問い合わせ先

新潟市環境政策課 中澤、佐藤
TEL：025-226-1359
【電子メール】
kansei@city.niigata.lg.jp
【郵送】
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602-1



国際湿地都市 NIIGATA

別表 1

(6. 企画提案書の提出手続等 (1) 提出書類等 関係)

提出書類	留意事項等	様式等※
企画提案書及び資料	・提案は1案※とし、別紙1の仕様書に定める内容を参照の上、提案すること。 ・企画提案書には、次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に、イメージ図などを含めて記載すること。 - ア 本市の課題・業務目的に即した基本方針 - イ プロモーション戦略素案のおおよそのイメージ - ウ ロードマップ（短期）、（中・長期）のイメージ - エ 企画・実施するプロモーション事業の内容	任意様式
業務スケジュール	・業務実施にあたっての、全体スケジュールを記載すること。	任意様式
業務の実施体制	・責任者、担当部署など分担が分かるように具体的に記載すること。 ・業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名及び責任者名	様式第2号
企業概要	・企業規模、事業内容などを記載すること（企業概要冊子、パンフレット等でも可）	任意様式
業務実績一覧	・令和元年4月1日以降に履行した官公庁又は民間から受注した同種・類似業務の実績を記載すること。 ・以下の実績をそれぞれ1つ以上記載すること。 - ア 地方自治体における地域プロモーションや観光マーケティングの実績 - イ （官民間問わず）教育・環境・ブランディングを含むプロモーション実績	様式第3号
概算見積書	・以下の事項を記載すること。 - ア 本案件の委託業務名、発行責任者及び担当者の役職・氏名及び連絡先 - イ 上記「2. (4) 契約金額の上限額」の範囲内において、本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）。また、積算の内訳が分かるように記載すること。	任意様式

※様式のサイズは原則A4とする。

別表 2

(7. 選定方法等について (2) 評価基準及び選定方法 関係)

大項目	No.	評価項目	評価基準	配点	
1	業務遂行体制	①	業務体制・進行管理 ・業務内容に対して、的確な人材配置や管理体制、スケジュールが組まれ、事業の進行管理を適切に行うことが見込まれるか。	10 点	
		②	経験・実績 ・これまでの類似事業の経験・履行実績などから、適切に事業を遂行し、成果をあげることが見込まれるか。	10 点	
2	提案内容	③	具体性 ・事業目的を理解し、本市の課題解決及びプロモーション戦略策定に向けた内容、構成などが具体的であるか	25 点	
		④	創意工夫 ・市民の認知度向上・誇りの醸成、及び「国際湿地都市 NIIGATA」のブランディングにつながる提案内容となっているか	25 点	
		⑤	横断性・展開性 ・環境分野に限らず、他分野との横断・展開が見込める提案となっているか	10 点	
		⑥	広報・PR ・各プロモーションにおけるターゲット設定が明確であり、効果的な手段となっているか	10 点	
		⑦	独自性 ・事業の趣旨に沿った独自提案がなされているか	10 点	
	合計				100 点

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、企画提案書等を採点し、総得点による順位付けを行う。
- (2) 各委員による評価の合計点の平均が 60 点以上であり、かつ各委員の順位数の和が最も小さい順に、第 1 位の最優秀者及び第 2 位の優秀者を選定する。
- (3) 複数者において、前記(2)の順位数の和が同数となった場合は、各委員の採点結果順位の 1 位を最も多く獲得したものを最優秀者とする。
- (4) 前記(3)の場合において、1 位を獲得したものが複数者ある場合は、委員長が第 1 位とした提案者を選定委員会による第 1 位の提案者とする。